

# 兵庫県公報

令和6年2月6日 火曜日 第487号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	6
○ 和田山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	6
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	6
○ 同 上（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定の解除	10
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告	11
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	13

## 告 示

### 兵庫県告示第89号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 変更事項  
組合の地区  
次の地区を追加する。  
東京都新宿区
- 2 認可年月日  
令和6年1月19日

~~~~~

### 兵庫県告示第90号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 医療法人社団せいわ会 たずみ病院  
所 在 地 加古川市尾上町口里790番地の66  
認 定 年 月 日 令和6年2月1日

認定の有効期限 令和9年1月31日



**兵庫県告示第91号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                         |             |                          |              |           |    |                   |
|----|------------------------------|-------------|--------------------------|--------------|-----------|----|-------------------|
|    | 漁業種類                         | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                     | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 由良 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の1       | 周年                       | 別記2          | 5トン<br>未満 | 1隻 | 定めなし              |
|    | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の1       | 周年                       |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業            | 別記1の2       | 1月1日から<br>3月31日まで        |              |           |    |                   |
|    |                              | 別記1の3       | 周年                       |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の3       | 12月1日から<br>翌年3月31日<br>まで |              |           |    |                   |
|    | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の1       | 周年                       |              |           |    |                   |

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月6日から同年3月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び南あわじ市論鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂上和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 洲本市生石鼻から南あわじ市論鶴羽山頂上より同市黒岩川（通称、吉野川）尻を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下  
別記3 条件

- 1 次の(1)及び(3)を結んだ直線並びに(2)、(6)、(7)、(8)及び(5)を順次結んだ4直線との間における海域のうち、兵庫県海面（以下「由良瀬戸禁止海面」という。）及び最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - (1) 洲本市成ヶ島北端
  - (2) 洲本市生石鼻突端
  - (3) 大阪府阪南市男里川河口左岸
  - (4) 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点
  - (5) 和歌山県海南市荒崎突端
  - (6) (2)及び(5)を結んだ直線並びに洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点
  - (7) (2)から86度の線並びに(4)及び(6)を結んだ直線との交差点
  - (8) (7)から174度の線並びに(2)及び(5)を結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 5 大阪湾においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 12 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 13 大阪湾における板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 14 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 15 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



#### 兵庫県告示第92号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置       |                                                                                                                                       |              |          |        |     |           |
|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------|--------|-----|-----------|
|    | 漁業種類       | 操業区域                                                                                                                                  | 漁業時期         | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 西播 | さわらはなつぎ網漁業 | 姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 5月6日から7月5日まで | 別記       | 10トン未満 | 52隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月1日から同月25日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年5月6日から令和7年5月5日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下



兵庫県告示第93号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 |      |      |          |      |    |           |
|----|------|------|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|    |      |      |      |          |      |    |           |

|   |            |                    |                    |      |      |    |                                                           |
|---|------------|--------------------|--------------------|------|------|----|-----------------------------------------------------------|
| 森 | きす流網<br>漁業 | 共第108号共同<br>漁業権の区域 | 5月11日から<br>9月19日まで | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 操業区域の漁業<br>権の行使権を有<br>する者又は操業<br>区域の漁業権者<br>の同意を得てい<br>る者 |
|---|------------|--------------------|--------------------|------|------|----|-----------------------------------------------------------|

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。



**兵庫県告示第94号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置  |             |      |              |      |    |               |
|-----|-------|-------------|------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類  | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 明石浦 | ひき縄漁業 | 別記          | 周年   | 定めなし         | 定めなし | 1隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月6日から同年3月8日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



**兵庫県告示第95号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年2月6日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                             |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                                | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>高砂北条線  | 加古川市西神吉町宮前字菰池1423番から<br>同 市西神吉町宮前字東山863番36まで      | 旧  | 25.0から<br>61.0まで | 1,157.0      |    |
|              | 加古川市西神吉町宮前字氏庵垣内1451番か<br>ら<br>同 市西神吉町宮前字東山863番3まで |    | 10.0から<br>16.0まで |              |    |
|              | 加古川市西神吉町宮前字菰池1423番から<br>同 市西神吉町宮前字東山863番36まで      | 新  | 25.0から<br>61.0まで | 1,157.0      |    |
|              |                                                   |    |                  |              |    |



**兵庫県告示第96号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
朝来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
和田山都市計画下水道事業 朝来市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成3年11月22日から平成36年3月31日まで  
変更後 平成3年11月22日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第97号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分         | 制限措置     |      |      |          |                  |      |           |
|------------|----------|------|------|----------|------------------|------|-----------|
|            | 漁業種類     | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数          | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 兵庫県10トン以上船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1  | 別記2  | 定めなし     | 10トン以上<br>30トン未満 | 3隻   | 別記3       |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月6日から同年3月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

令和6年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和7年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記1 操業区域

北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

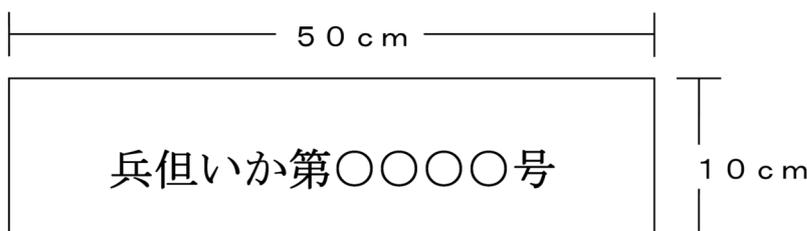
北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

兵庫県告示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 区分 |                              | 制限措置     |       |       |          |                  |      |           |
|----|------------------------------|----------|-------|-------|----------|------------------|------|-----------|
|    |                              | 漁業種類     | 操業区域  | 漁業時期  | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数          | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1  | 鳥取県<br>島根県<br>京都府<br>10トン未満船 | 小型いか釣り漁業 | 別記1の1 | 別記2の1 | 定めなし     | 5トン以上<br>10トン未満  | 6隻   | 別記3の1     |
| 2  | 鳥取県<br>島根県<br>京都府<br>10トン以上船 | 同上       | 別記1の2 | 別記2の2 | 同上       | 10トン以上<br>30トン未満 | 9隻   | 別記3の2     |
| 3  | 上記以外                         | 同上       | 別記1の3 | 同上    | 同上       | 5トン以上<br>30トン未満  | 34隻  | 別記3の3     |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年2月6日から同年3月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

| 区分   | 有効期間                                    |
|------|-----------------------------------------|
| 1    | 令和6年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和7年4月30日まで |
| 2及び3 | 令和6年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和7年2月28日まで |

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

| 区分 | 条件        |
|----|-----------|
| 1  | 別記4の1、2、3 |
| 2  | 別記4の1、4、5 |
| 3  | 別記4の1、5   |

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 5月1日から翌年4月30日まで
- 2 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港）
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に

掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者  
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港)

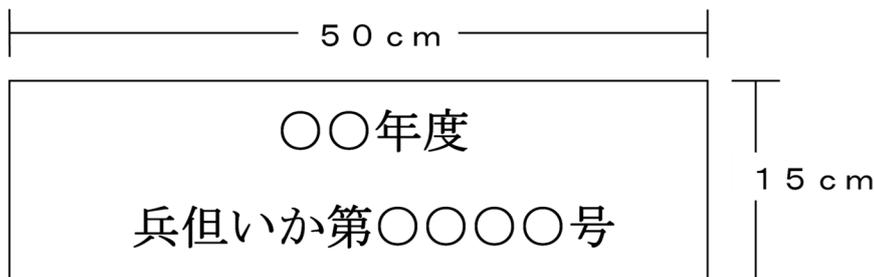
別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 5 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で陸揚げしてはならない。ただし、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

別表 集魚に使用する光力の制限

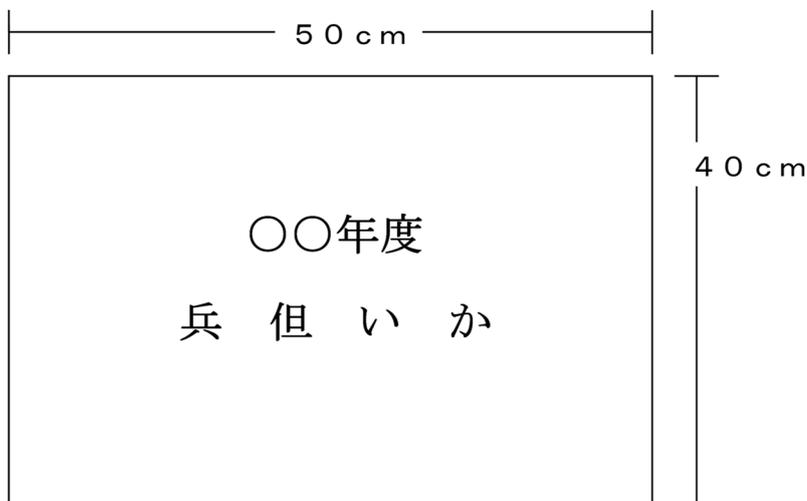
| 適用する海域                                         | 適用する水深帯                                                                                                                      | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度                      |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 鋸崎から真方位0度の線<br>(東経134度31.04分の線)<br>以西の兵庫県日本海海面 | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅                                                                | 3キロワット以内の電球 9個<br>ただし、7月1日から9月30日までの間は6個 |
|                                                | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで | 3キロワット以内の電球<br>18個                       |
| 鋸崎から真方位0度の線<br>(東経134度31.04分の線)<br>以東の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルまで                                                                                                                  | 3キロワット以内の電球<br>6個                        |
|                                                | 水深100メートルから水深200メートルまで                                                                                                       | 3キロワット以内の電球<br>15個                       |
|                                                | 水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで                                                   | 3キロワット以内の電球<br>18個                       |

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



公 告

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

令和6年2月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税証

| 種類              | 用途 | 記号・番号   | 有効期限         | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称    | 交付県民局、県民センター | 紛失年月日         |
|-----------------|----|---------|--------------|----|-------------------------|--------------|---------------|
| 20<br>リットル<br>券 | 農業 | 2473727 | 令和6年<br>3月7日 | 1  | 丹波市春日町中山968<br>矢持猛 矢持石油 | 丹波県民局        | 令和5年<br>9月30日 |

教 育 委 員 会 告 示

**兵庫県教育委員会告示第1号**

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の指定有形文化財が令和6年1月19日付で重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第5条第1項及び第4項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

令和6年2月6日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種 別                 | 文化財の名称                                            | 所在地         | 所有者     | 指 定<br>年月日     |
|---------------------|---------------------------------------------------|-------------|---------|----------------|
| 重要<br>有形<br>文化<br>財 | 建造物<br>円教寺摩尼殿 1棟<br>附 棟札1枚 昭和八年の記のあるもの<br>附 図面48枚 | 姫路市書写2968番地 | 宗教法人圓教寺 | 平成29年<br>3月14日 |

教育委員会公告

入札公告

令和6年度月刊「兵庫教育」配送等業務の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年2月6日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 西 田 健次郎

1 調達内容

(1) 調達物品等の名称及び数量

令和6年度月刊「兵庫教育」配送等業務

(2) 調達物品等の仕様等

調達物品等に関し、契約担当者が入札説明書等で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 入札方法

上記(1)の物品等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-1421 加東市山国2006-107

兵庫県立教育研修所総務課 担当 川口

電話 (0795) 42-3100 F A X (0795) 42-5393

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年2月7日(水)から同月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月18日(月)午前11時 兵庫県立教育研修所

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札及び開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年3月15日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年3月15日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札参加者に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年4月1日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 警察本部公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年2月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
警察共通基盤システム運転者管理業務用端末装置・周辺機器等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年1月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
21,801,780円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年12月8日